附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

2　児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第六十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第一条の規定による改正後の」を削り、「第一条の三」を「第一条の四」に改める。

総務大臣　武田　良太
厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　菅　　義偉

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第二百十号

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第七十一号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和三年九月十五日とする。

総務大臣　武田　良太
農林水産大臣　野上浩太郎
内閣総理大臣　菅　　義偉

情報処理の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第二百十一号

情報処理の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第十三条第一項（同法第二十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

情報処理の促進に関する法律施行令（昭和四十五年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「五千七百円」を「七千五百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和三年七月二十六日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前に実施の公示がされた情報処理技術者試験を受けようとする者が納付すべき受験手数料については、この政令による改正後の第三条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

経済産業大臣　梶山　弘志
内閣総理大臣　菅　　義偉

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第二百十二号

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和三年法律第五十八号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和三年九月一日とする。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　菅　　義偉

府　令

○内閣府令第五十一号

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第七十一号）の施行に伴い、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　　義偉

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（申請書の添付書類）	（申請書の添付書類）
第十一条　法第四条の二第三項（法第五条の四第三項、第六条第三項、第七条の三第三項、第九条の五第四項及び第九条の十第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の内閣府令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。	**第十一条**　［同上］
［一～五　略］	［一～五　同上］